

# 1 議 事 日 程（第 1 日）

（令和 3 年第 4 回有田川町議会定例会）

令和 3 年 1 1 月 1 6 日

午前 9 時 3 0 分開会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 21 号 専決処分の承認を求めることについて  
令和 3 年度有田川町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 5 議案第 76 号 令和 3 年度有田川町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 6 議案第 77 号 令和 3 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 78 号 令和 3 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 79 号 令和 3 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 80 号 有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 81 号 有田川町手話言語条例の制定について
- 日程第 11 議案第 82 号 有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 83 号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第 13 議案第 84 号 有田川町道路線の認定について
- 日程第 14 議案第 47 号 令和 2 年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 48 号 令和 2 年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 49 号 令和 2 年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 50 号 令和 2 年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 51 号 令和 2 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 52 号 令和 2 年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 53 号 令和 2 年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 54 号 令和 2 年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

- 日程第22 議案第55号 令和2年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第56号 令和2年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第57号 令和2年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第58号 令和2年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第59号 令和2年度有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第60号 令和2年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第61号 令和2年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第62号 令和2年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	堀江真智子	2番	増谷憲
3番	椿原竜二	4番	中島詳裕
5番	星田仁志	6番	片畑進之
7番	谷畑進	8番	小林英世
9番	林宣男	10番	殿井堯
11番	佐々木裕哲	12番	岡省吾
13番	森谷信哉	15番	湊正剛
16番	亀井次男		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

14番 新家弘

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

5番 星田仁志 10番 殿井堯

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長	中山正隆	副町長	坂頭徳彦
住民税務部長	青石万紀子	福祉保健部長	中岡万里子
総務政策部長	井上光生	消防長	中裕準
産業振興部長	森田栄一	建設環境部長	鈴木幸敏

総務課長 新田耕作 財務課長 中屋正也  
企画調整課長 林光彦 教育長 片嶋博  
教育部長 細野正人

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 竹中幸生 書記 細野鶴子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

14番、新家弘君から欠席の届出がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回有田川町議会定例会を開会いたします。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番、星田仁志君、10番、殿井堯君を指名いたします。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

11月9日に開催されました議会運営委員会の結果についての御報告をお願いいたします。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告を申し上げます。

去る11月9日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から12月1日までの16日間と決定させていただきました。なお、一般質問は、25日、26日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第4から日程第13までの議案10件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会において審査していただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、日程第4、報告第21号については議案審議を、日程第13、議案第84号については委員会付託についての審議を、日程第14、議案第47号から日程第29、議案第62号までの決算認定については委員長報告の後、議案審議を本日お願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますように、議員各位に御協力をお願い申し上げまして御報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（森谷信哉）

お諮りいたします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月1日までの16日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月1日までの16日間に決定いたしました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告1件、議案9件であります。

また、本日の説明員は町長ほか12名であります。

続いて、本定例会までに受理いたしました請願第4号、（仮称）有田川海南風力発電事業建設反対の決議を求める請願書及び請願第5号、所得税法56条の廃止を求める請願書は、お手元に配付の文書表のとおり、産業建設住民常任委員会へ付託することに決定いたしました。

次に、監査委員より、令和3年8月、9月分の例月現金出納検査結果報告書及び令和2年度における財政援助団体監査報告書をお手元に配付しておりますので、御報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4から日程第13までの報告1件、議案9件を一括議題としたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第13までの報告1件、議案9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

それでは、令和3年第4回有田川町議会定例会の提案理由の説明をさせていただきたいと思います。

本日、ここに令和3年第4回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程させていただきました議案について、御説明を申し上げます。

報告第21号は、令和3年度有田川町一般会計補正予算第7号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。今回の補正は、8月の前線豪雨により災害が生じ、緊急に災害復旧事業等を実施し、住民の生活の安全を確保する必要が生じたため、早急に予算措置を講じたものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ6,566万円を追加し、補正後の予算総額は172億5,111万1,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、分担金、県支出金、繰越金、町債を充てることにいたしております。地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

議案第76号は、令和3年度有田川町一般会計補正予算第8号であります。今回の補正の共通するものとして、新型コロナウイルス感染症防止対策として、事業中止などによる事業費の減額補正を各科目において行っております。それ以外の今回の補正の主なものは、2款総務費の過疎対策費では、定住奨励金として75万円を、3款民生費の障害者福祉費では、障害福祉サービス費として4,500万円を、老人福祉費では、介護保険事業特別会計繰出金として104万5,000円を、児童福祉費の児童福祉総務費では、乳幼児医療費とこども医療費の扶助費として840万円を、児童措置費では、プログラム変更委託料として275万円を、児童発達支援事業給付費補助金として4,600万円を、母子福祉費では、ひとり親家庭医療費として370万円を、4款衛生費の保健衛生総務費では、電算委託料として440万円を、予防費では、新型コロナウイルス感染症ワクチンの3回目の接種費用として2,825万円を、保健センター費では、修繕料として340万7,000円を、7款商工費の観光費では、修繕料として77万円を、8款土木費の道路新設改良費では、緊急自然災害防止対策工事費として400万円を、県営事業負担金では、和歌山県工事負担金として309万円を、10款教育費の小学校費について、学校管理費では、需用費の修繕料として320万9,000円を、藤並小学校増築工事に係る測量設計監理等委託料とし

て242万円を、机・椅子などの備品購入費として393万3,000円を、社会教育費の青少年健全育成事業費では、自動車購入費として150万円を、保健体育費の学校給食費では、修繕料として220万2,000円を、13款諸支出金の基金費では、企業版ふるさと応援寄附金を頂きましたので、ふるさと応援基金積立金として50万円を計上し、その他所要の補正を行った結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億3,919万7,000円となり、補正後の予算総額は173億9,030万8,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、基金繰入金を減額するとともに、町税、国庫・県支出金、諸収入、町債などを充てることにいたしております。また、債務負担行為、地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

議案第77号は、令和3年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、2款保険給付費の療養諸費で、一般被保険者療養給付費として4,800万円を、高額療養費では、一般被保険者高額介護合算療養費として20万円を補正した結果、今回の補正額は4,820万円となり、補正後の予算総額は35億8,199万円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、県支出金を充てることにいたしております。

議案第78号は、令和3年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、4款諸支出金の繰出金で、広域連合負担金過年度精算金分を一般会計繰出金として3,902万4,000円を補正した結果、今回の補正額は3,902万4,000円となり、補正後の予算総額は8億144万7,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、諸収入を充てることにいたしております。

議案第79号は、令和3年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、1款総務費の一般管理費で、電算委託料として209万円を補正した結果、今回の補正額は209万円となり、補正後の予算総額は33億774万円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫支出金、繰入金を充てることにいたしております。

議案第80号は、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布され、令和4年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。改正の内容は、同法の一部改正により出産育児一時金の支給額について、産科医療保障制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられたことにより、40万4,000円から40万8,000円に引き上げられたため、本条例においても出産育児一時金を現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げるものであります。

議案第81号は、有田川町手話言語条例の制定についてであります。本条例は、手

話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関して基本理念を定め、町の責務並びに町民の役割を明らかにすることとともに、町が実施する施策の基本事項を定めることにより、全ての町民が共生することができる地域社会を実現することを目的として、必要な事項を定めるものであります。

議案第82号は、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正内容は、修理川飲料水供給施設を吉原地区簡易水道に統合するものであります。

議案第83号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。教育委員会委員、前任氏の任期が令和4年2月22日をもって満了いたします。つきましては、人格が高潔で教育に関し識見を有する同氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第84号は、有田川町道路線の認定についてであります。有田川町大字徳田地内、町道東長澤線延長141.0メートルを、道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明は終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 9時48分

再開 11時05分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………日程第4 報告第21号……………

○議長（森谷信哉）

日程第4、報告第21号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度有田川町一般会計補正予算第7号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第13、議案第84号から日程第29、議案第62号までを先に審議したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第13、議案第84号から日程第29、議案第62号までを先に審議することに決定いたしました。

……………日程第13 議案第84号……………

○議長（森谷信哉）

日程第13、議案第84号、有田川町道路線の認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第13、議案第84号については、産業建設住民常任委員会に付託して審査を行いたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第84号については、産業建設住民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

……………日程第14 議案第47号から日程第29 議案第62号……………

○議長（森谷信哉）

次に、日程第14、議案第47号から日程第29、議案第62号までの16件については、第3回定例会において決算審査特別委員会に付託されておりました。委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、星田仁志君。

○決算審査特別委員会委員長（星田仁志）

ただいま議長の御指名を頂きましたので、決算審査特別委員会における審査経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

当委員会において審査しました案件は、令和2年第3回定例会で付託されました議案第47号から議案第62号までの一般会計及び各特別会計の決算認定を求めることについての16件であります。

初めに、委員会の審査手順について説明いたします。

これらの議案の審査に当たりましては、本特別委員会を10月26日、27日の2日間にわたって開催し、関係する部長、課長及び担当者の出席を得て、令和2年度の主要施策の成果報告書を中心に、必要な資料の提出及び詳細な説明を求め、慎重に審査いたしました。

また、審査時において、委員会として提出を求めた資料については、皆様に配付済みであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率等については、さきの第3回定例会において報告され、承認されているところであります。

それでは、個別の内容について御説明いたします。

最初に、財務課長から全体的な決算の概要について説明を受けました。その説明によると、当町の令和2年度決算は、新型コロナウイルス対策による特別定額給付金等の各事業により、例年に比べ決算額が大幅に増加しています。このため、今回の主要施策の成果報告書では、新型コロナウイルス感染症対策関連事業として表に取りまとめられており、各課ごとに説明を受けました。

また、経常収支比率は普通交付税や地方消費税交付金の増加及び繰上償還による公債費の減少等により90.0%となり、前年度から3.1ポイント減少し、やや改善されておりますが依然高い水準であり、広域圏事務組合負担金の増加等により将来負担比率が発生していることから、一層の健全な財政運営を求めるところであります。

続いて、各課からの説明に対する主な質疑項目などについて申し上げます。

財務課の所管では、歳入における地方債について、庁舎改修や防災行政無線の整備及び新型コロナの影響による減収補填債の借入れに伴い、増加した旨の説明がありました。歳出については、吉備庁舎大規模改修に伴い財産管理費が増加しています。公債費では、前年度の繰上償還により償還額は減少しているとの説明でした。委員からは、公園の管理について質疑を行い、遊具を毎年点検していることを確認するとともに、コロナ関連経費で公園のウッドデッキの取替えを行った目的をただしたところ、

木材の流通を促すためとの説明を受けました。

企画調整課の所管では、出稼ぎ若人就農・定住支援事業や周遊タクシー助成事業及び路線バス定期券購入補助事業について、執行額や実績が少ないことから、その理由や今後の考えをただしたほか、路線バス定期券購入補助事業については、学生以外への周知についても検討することを求めました。リモート用パソコンの活用実績や利便性向上についての質疑や、ふるさと納税で現在扱っている返礼品の内容について質疑を行い、町の紹介冊子を他の自治体の施設に置いてもらったかどうかとの提案も行いました。

総務課の所管については、防犯灯のLED化事業の完了及び防災行政無線デジタル化改修事業が完成したことを確認しました。

税務課の所管については、滞納管理システム導入による効率化について、職員の残業時間の削減などの効果をただすとともに、国民健康保険税の滞納者に対する保険証の取扱いなどについても確認しました。

住民課の所管では、被保険者の減少により予想される影響についての認識を問うと、被保険者数は年々減少しており、医療費自体も減るが、国保制度改革により保険料が激変するようなことがあれば、基金投入も考えられるとの認識でした。軽減世帯が多い状況についての認識については、低所得世帯が多い国民健康保険の構造的な課題との認識でした。マイナンバーカードの発行枚数や普及率についてもただしたところ、ワクチン接種会場で受付するなど努力はしているが伸び悩んでいるとのことでした。

建設課の所管では、空き家対策における危険家屋への対応について確認しました。所有者不明の物件については、相続人等を調べ連絡するなどして対応しているとのことでした。また、不良空家除去補助金件数が前年度から減少した理由についてただしたところ、理由は特にないが相談件数は年々増えているとのことでした。地域からの要望への対応についてただしたところ、以前から継続的に対応しており、地域と危険度など優先順位を相談しながら対応しているとのことでした。

環境衛生課の所管では、犬猫の去勢・避妊手術助成補助金について質疑を行い、補助金額等を確認しました。また、指定ごみ袋の発注及び在庫の状況についても確認するとともに、不法投棄対策である監視カメラの効果などについても、引き続き工夫して取り組むよう要望しました。

下水道課の所管では、農業集落排水各施設の接続率についての質疑を行ったところ、令和2年度末で田殿82.28%、吉原92.13%、徳田86.85%、吉見84.09%、熊井・奥79.14%でありました。また、合併浄化槽補助金の周知方法についてただしたところ、毎年回覧しているとのことでありました。

水道課の所管では、水道管の橋梁添架部分の点検方法についてただしたところ、目視により行っているとのことでした。

消防本部の所管では、新型コロナの影響により、啓発への取組や消防隊員及び消防

団員の訓練・研修等の実績が減少したとの報告がされた一方、コロナ対策として感染防止費やオゾン水生成器等の購入が行われました。救急出動の件数の減少については、人流の減少によると考えられるとの説明した。

子ども教育課の所管では、児童対策総合推進事業における不登校児の現状やカウンセリングの効果についてただしたところ、複合的な要因が考えられるので、カウンセリングだけではなく関係機関と連携しながら対応しているとのことでした。準要保護児童生徒就学援助制度では、援助により子どもたちの中でいじめなどの問題につながることはないよう要望しました。学童保育委託料の算定についての質疑では、人数だけではなく、開所日数などの基準により算定しているとのことでした。学校図書については、休みのときこそ利用するよう促してほしいと要望しました。また、司書の増員の必要性についてただしたところ、必要性は認識しており、検討していきたいとのことでした。コロナ関連事業では、GIGAスクール用タブレットのほか、消毒液やマスク等感染予防衛生用品や機器などが購入されました。

社会教育課の所管では、全国大会に出る選手に対する支援について質疑があり、ほかからの支援がない選手には町からの支援があるとのことでした。また、図書館事業では、電子書籍の貸出数が少ない理由についてただし、内容を分析し電子書籍の効果を出してほしいと要望しました。

林務課の所管では、森林整備に係る意向調査を実施し、集積計画を一部策定し間伐事業を行い、森林環境譲与税のうち未使用で基金に積み立てた金額については、来年度に予算計上し執行する旨の説明を受けました。

産業課の所管では、農業次世代人材投資事業について質疑があり、農業を始めようとするならば多額の準備が必要であることから、制度の拡充について国へ働きかけてもらいたいとの要望を行いました。鳥獣害対策では、猟友会の日当について改善するよう検討を求めました。また、熊がわなにかかった場合の措置に時間がかかっている現状について質疑があり、県内に獣医師と銃の免許を両方持っている方がいないとのことでしたので、この点について県へ要望し、対策を行ってほしいと要望しました。

地籍調査課の所管では、町内における地籍調査の進捗状況について、6地区の現地調査を実施、前年度から3.0%増加し84.7%になったとの説明でありました。

商工観光課の所管では、新型コロナウイルスによる経済対策として、緊急持続化給付金や応援クーポン配布事業などのコロナ対策事業が実施されました。委員からは、花の里河川公園の管理期間の延長やインターネット予約などの実施を提案しました。また、ぶどう山椒の生態調査については、研究成果の提出を求めました。

長寿支援課の所管については、不能欠損処理について説明を受けたほか、一部事務組合への負担金の算定方法を確認しました。

健康推進課の所管では、新型コロナ対策として高齢者インフルエンザ予防接種助成事業を行い接種率が上がったほか、マスクや消毒液、防護服などの購入を実施してい

ます。そのほか乳幼児健診未受診者のフォローについてただしたところ、保健師が把握しているとのことでした。

やすらぎ福祉課の所管では、コロナ対策で子育て世帯臨時特別給付事業や重度障害者等生活支援給付金事業、出産育児特別給付金事業等が実施されたことの説明を受け、地域活動支援センターの利用状況や児童発達支援事業に対する利用者の状況や更生医療給付費について質疑を行ったほか、児童手当給付について、家庭内暴力を受けて町内に移り住んで住所変更していない家庭への手当はどうしているのかとの質疑に対しては、本人からの申出があれば審査の上、対応するとのことでした。

以上、2日間にわたる委員会で協議の結果、議案第47号、48号、49号、50号、53号の5議案については賛成多数で、それ以外の11議案については全会一致で認定すべきものと決しましたので報告いたします。よろしく御審議いただき、適切な御決定をお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第14 議案第47号……………

○議長（森谷信哉）

日程第14、議案第47号、令和2年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第47号について、反対の立場から討論させていただきます。

まず第1に、国の施策が多く反映している点があります。自治体の財政運営の面から見ても、地方交付税以外は自由債ではありません。その地方交付税も一本算定となり、当初の予想よりは減額幅が少ないということでもあります。しかし、山間地域を多く抱えた金屋、清水の状況を踏まえれば、交付税率を引き上げるべきであります。また、町が発注する工事等では、約4億円前後の消費税負担や県工事負担金の額も多くなっています。

第2にマイナンバーカードであります。国が個人情報を掌握し、社会保障給付費の削減に使うのが目的で導入されたわけでありましたが、新規に取得した場合、プレミアム率25%のマイナポイントをつけてまで交付率を上げようとしたしましたが、しかし現実の交付率は20%であります。

第3に、町内全ての公立保育所の給食が民間委託になっている点であります。そして、保育士で見ますと、保育士全体に占める非正規保育士の比率が約50%を占めています。子育て支援が大事な中で、保育所入所条件をつけているため希望者全員が入れない状況があります。保育士の不足や保育室が足りないため、例えば兄弟1人で保育所に行ってる場合、2人目ができた場合など、上の子の退園も出てくる場合もあります。子育て支援の立場からは、保育希望者全員が入所できる体制をとっていくべきであります。さらに土曜保育であります。年間公定価格300日で計算されていますから、開設しないと減算調整となります。吉備まで行く時間的な問題もあり、清水保育所でも対応すべきだと考えます。

第4に、消防力の基準であります。この人員基準が94人に対して条例定数でも71人です。この条例定数の比率でも充足率が75.5%ですが、現在67人の体制であり充足率は71.3%です。しかも令和2年度は消防学校へ入校するため、しばらく現体制となりますから、また今後の大地震など防災上の観点、また救急搬送が多くなってきている中で、やはり早急にでも人員を増やす体制をとるべきだと考えます。

第5に、特定健診の受診勧奨を進めながら、体制的に健診を増やせる状況にありません。人間ドック、脳ドックの両方を受診できなくなっております。早期発見、早期治療の観点から体制を強化すべきであります。

第6に、地域経済の活性化の観点から、需用費の消耗品費や修繕料、また備品購入費の地元発注率をさらに意識的に高めるべきであります。

第7に、生活扶助基準の引き下げにより、様々な福祉制度など受けられる基準が引き下がり、負担増や対象から外れる場合が出てくる可能性があります。また、町が購入する消耗品などに消費税がかかることがあります。

第8に、消費税10%引上げに対応して、使用料や利用料など引上げを行っていることであります。

第9として、平成23年度から毎年住民基本台帳で14歳から18歳の若者の閲覧を、無料で自衛隊和歌山地方協力本部に協力させていることであります。

第10に、巨大風力発電や太陽光発電計画がどんどん参入してくる中で、住民との間での反対運動やトラブルが起こっています。事業者自由に設置させないための規則や経済産業大臣の条例での規制の必要性を指摘しております。

第11に、在宅で介護している方に出している介護手当金ですが、これまで月2,000円でありましたが、特養施設等の入所待ちが減ってきたことを理由にして、今後、縮小・廃止を考えて2,000円から1,000円に引き下げております。しかし、入所できずに在宅で介護される方にとっては恩恵が全く受けられなくなってしまいます。

しかし、一方、町民の要望を多くくみ上げた施策や道路予算もありますけれども、

以上の理由により反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第15 議案第48号……………

○議長（森谷信哉）

日程第15、議案第48号、令和2年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第48号について、反対の立場から討論を行います。

皆さんも御存じのように、国保制度は加入者同士が支え合う相互扶助制度ではありません。加入者全員に医療を社会が保障していく、いわゆる社会保障制度であると国保法第一条で明記されております。しかし、協会けんぽのように事業主負担がございません。また、子どもからも税を取る計算となっております。そして、国が国庫負担を大きく減らしてから国保税が特に高くなってしまいました。全国知事会は、1兆円の国費を投入して、世帯割、人数割を廃止して負担を軽くするよう求めています。そういう立場からも声を上げるべきであります。

反対の第1の理由は、所得割が10.85%と変わりませんが、しかし資産割を8.8%と下げたのが大きく、均等割を1,000円、平等割額を200円上げて、全体としては下がる世帯が多くても高い水準の位置となってしまいます。資産割のない世帯では特に高くなります。

第2に、国保の所得ゼロから100万円以下の世帯が、当初で2,130世帯、全体の46.3%、被保険者は3,214人、比率は37.1%を占めます。7割軽減から2割軽減を受けている世帯は2,422の52.7%であります。被保険者でいうと約50%が軽減を受けている状態にあります。これは負担能力以上の納税を強いられているから軽減措置を設けないと制度が破綻する現れであります。それでも資格証明発行が当初で34世帯、短期証発行が52世帯あります。

第3に、高額療養費は住民税課税の70歳以上の負担上限額を引き上げました。外来で月2,000円、入院では1万3,200円の負担増となってしまいました。

第3に、国保広域化で有田川町の状況を反映したものでない標準保険料額を払うこととなります。

第4に、国保税は応益割と応能割の比率が50対50に設定されております。そのために限度額を引き上げると、その負担は、結局、加入者全員に及ぶことになってまいります。

五つ目に、国保会計はそもそも単年度主義であります。ですから、余剰金が出れば本来基金などへ積み立てず、被保険者へ返すべきであります。

第6に、国保基金が5億8,656万円以上も積み立てている中で、国保税を引き下げるべきであります。

以上の理由により反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第16 議案第49号……………

○議長（森谷信哉）

日程第16、議案第49号、令和2年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第49号について、反対の立場から討論を行います。

もともと国は医療費の削減を目的に、75歳という年齢で差別する医療制度を設けたのが問題であります。ですから、保険料の所得割額や均等割額を2年に1回変える仕組みにして、毎回改定時に保険料を引き上げてまいりました。今回、当町の場合、被保険者全員の保険料が上がりました。当初予算の段階では、1人当たり4,740円であります。

令和2年2月1日の数字であります。8割軽減から2割軽減を受けている被保険者数は3,513人で、全体の72.5%も占めております。しかも75歳になって後期高齢者医療に移る方や、障がい者で65歳になり後期の被保険者になる方の被扶養者の5割軽減が本年度限りとなり、軽減なしになる方は2万5,200円の負担増、2割になる方については1万5,100円の増になります。

75歳単身者世帯で年金収入80万円の方が、世帯主の子どもと同一世帯になりますと保険料が引き上がってしまいます。そして、所得ゼロの方が7割軽減になると保険料が65%も上がった。所得ゼロの方が8割軽減で、少し所得のある方が逆に8.5割軽減という矛盾したケースも出てまいります。

また、負担限度額が62万円から64万円に引き上がりました。広域連合の広域化計画の見直しで、令和6年度までに当町においても保険と介護の一体化の計画をつくる問題も出てまいります。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

○議長（森谷信哉）

日程第17、議案第50号、令和2年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第50号について、反対の立場から討論させていただきます。

令和2年度は、3年間の事業計画の最終年度であり、次期保険事業計画を策定する年度でありました。公的介護や医療保険を土台から壊す医療介護総合法によって、介護に係る予算を削減するために本格的に実施される年度でありました。

まず、500人を超える要支援1・2の方の訪問介護や通所介護事業を介護保険から外して新総合事業に振り分け、家事援助のようなサービスに変えました。また、介護保険料は基準額で500円引き上がりましたから、この3年間の収支で見ますと大幅な黒字になっております。介護保険料を滞納するとサービスは受けられませんが、滞納者は50人前後あり、滞納者のうち8割は所得100万円以下となっております。また、限度額を超えてもサービスを受けざるを得ない方もおられますけれども、そういう方々は負担増になってしまいます。

障害者で障害者サービスを受けていた方が、65歳になりますと介護保険制度に変わり、限度額もあり十分なサービスが受けられないケースも出てまいります。1割負担の世帯に設けられていた年間負担上限額44万円が廃止になり、該当世帯は負担増になってしまいます。合計所得が160万円以上の方を対象に、自己負担を1割から2割に引き上げましたが、後期高齢者医療の現役並み所得が年収360万円以上であることと比べても厳しい線引きとなっております。

介護の充実を求め、施設を増やしたり職員の給与を引き上げますと介護保険料に跳ね上がるシステムを変えなければなりません。介護の必要度ではなく、幾ら払えるかでサービス内容を決めざるを得ない状況にあります。介護保険制度は、家族介護から社会で支える介護スローガンで出発いたしました。しかし、今や介護保険料の負担増やサービス認定率の抑制、在宅への切替えを進めては、当初の介護保険の目的と大きく乖離してしまうことを申し上げまして反対の討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第18 議案第51号……………

○議長（森谷信哉）

日程第18、議案第51号、令和2年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第19 議案第52号……………

○議長（森谷信哉）

日程第19、議案第52号、令和2年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第20 議案第53号……………

○議長（森谷信哉）

日程第20、議案第53号、令和2年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第53号について、反対の立場から討論させていただきます。

第1に、事業を進めるほど莫大な先行投資となり、景気の悪い中で、またコロナ禍の中でつなぎ込みもなかなか進まない状況が生まれてまいります。早くつなぎ込んでもらうために、一般財源から早期接続奨励金で進めておりますけれども、この3年間の状況を見ましても年間約100件しかありません。これまで6,000万円前後の奨励金を出して、この接続率は63%であります。

農業集落排水事業では、五つの地域の中で十数年たっておりますけれども90%台が最高であります。今、地方債残高が増えております。残額が94億2,578万円強であります。昨年度より2億7,544万円強増えております。一般特別会計で見ましても、増額は抜きん出ております。1人当たりの地方債残高の約36万円は、町民全体で割っていますから低くなっておりますけれども、令和2年度の加入者数2,315戸で割りますと1世帯407万円強、吉備地域の5,000世帯で割っても1世帯約188万円となります。

今後30年以内に起こると言われております大地震に、この施設が十分維持できるのかどうか分かりません。このようなことから、将来の財政危機を心配しております。企業会計ですから、今後、財政を維持していくためには消費税増税のたびに使用料や超過分が引き上がることも十分考えられます。

以上の理由により反対討論とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第21 議案第54号……………

○議長（森谷信哉）

日程第21、議案第54号、令和2年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第22 議案第55号……………

○議長（森谷信哉）

日程第22、議案第55号、令和2年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第23 議案第56号……………

○議長（森谷信哉）

日程第23、議案第56号、令和2年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第24 議案第57号……………

○議長（森谷信哉）

日程第24、議案第57号、令和2年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第25 議案第58号……………

○議長（森谷信哉）

日程第25、議案第58号、令和2年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第26 議案第59号……………

○議長（森谷信哉）

日程第26、議案第59号、令和2年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第27 議案第60号……………

○議長（森谷信哉）

日程第27、議案第60号、令和2年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。  
本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第28 議案第61号……………

○議長（森谷信哉）

日程第28、議案第61号、令和2年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第29 議案第62号……………

○議長（森谷信哉）

日程第29、議案第62号、令和2年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第5、議案第76号から日程第12、議案第83号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は11月25日、木曜日、午前9時30分に開議いたします。

~~~~~

延会 11時55分